令和4年度就労移行支援技術向上研修

STEP2:実践研修

3.地域のネットワークの在り方

社会福祉法人 鹿島育成園 かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり 主任就業支援担当 荒井俊光 社会福祉士・精神保健福祉士

地域のネットワークの在り方

- ①就労就業支援の社会資源
- ②就労就業前の支援から就労就業後の支援について
- ③連携のポイント



①就労就業支援の社会資源

・公共職業安定所(ハローワーク)

公共職業安定所は民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティーネットとしての役割を担う、国(厚生労働省)の機関です。職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。

•障害者職業能力開発校

身体障害者·知的障害者·精神障害者等に対して、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための公共職業能力開発施設です。職業能力開発促進法に基づき国及び都道府県が設置しています。

・地域障害者職業センター

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価・職業指導・職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに事業主に対して、雇用管理上の課題を分析して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施します。

・障害者就業・生活支援センター

障害者の職業生活の自立を目的として、雇用や保険、福祉、教育などの地域のさまざまな関係機関と連携して、障害者の住む地域で就業面と生活面の両方における一体的な支援を行う機関です。

•就労移行支援事業所

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正に合った職場への就労等が見込まれる者(65歳未満の者)

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等による サービスを組み合わせた支援を行います。

利用ごとに、基準期間(24カ月)内での利用。

·就労継続支援A型事業

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者(利用開始時、65歳未満の者)

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援を行います。

利用期間の制限はありません。

·就労継続支援B型事業

就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。

通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援を行います。利用期間の制限はありません。

•就労定着支援事業

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、事業所に雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6ヶ月を経過した者に対して、就労の継続を図るために障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。(利用期間3年)

公共職業安定所(ハローワーク)

•利用時間

原則8時30分~17時15分(平日)

職業相談・職業紹介・9時~17時

雇用保険の受給資格決定・16時頃までのお願い。

(失業給付等を受けるための最初の手続き)

- •障害者関連窓口
- ・障害のある求職者向け支援
- •事業主向け支援
- 障害者の就労支援
- •職業相談•職業紹介

就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施しています。

職場相談・職業紹介に当たっては、公共職業訓練の斡旋、トライアル雇用、ジョブコーチ支援等の各種支援対策も活用しています。

•職業相談•職業紹介

就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施しています。

職場相談・職業紹介に当たっては、公共職業訓練の斡旋、トライアル雇用、ジョブコーチ支援等の各種支援対策も活用しています。

また、障害者を雇用している事業主、雇い入れようとしている事業主に対して、雇用管理上の配慮等についての助言をを行い、必要に応じて地域障害者職業センター等の専門機関の紹介、各種助成金の案内も行います。

求人者・求職者が一堂に会する就職面接会も開催しています。

・障害者向け求人の確保

障害者向け求人の開拓を行うとともに、一般求人として受理したもののうちから障害に適したものについて障害者求人への転換を勧め、求人の確保に努めています。

•雇用率達成指導

雇用率未達成の事業主に対して障害者雇い入れ計画の作成命令、指導を行います。

・障害者雇用率達成指導と結びつけた職業紹介

事業主に対して雇用率達成指導を行う中で職業紹介部門、事業主指導部門が連携し、雇用率未達成企業から求人開拓、未達成企業への職業紹介を行っています。

・関係機関との連携

的確な職業紹介を行うのに当たり、地域障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションや障害者就業・生活支援センターにおける生活面を含めた支援機関の紹介をしています。

地域障害者職業センター(茨城障害者職業センター)

- ・職業評価
- •職業準備支援
- •職業適応援助者支援事業
- •精神障害者総合雇用支援
- ・事業主に対する相談・援助
- ・地域における職業リハビリテーションのネットワークの構成
- ・地域の関係機関に対する職業リハビリテーション関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センター

就業支援担当者(2名)・生活支援担当者(1名)*その他、加配もあります。

就業支援担当者の業務

就職に向けた準備支援

職場実習の斡旋

職場定着支援

事業主に対する雇用管理のアドバイス

生活支援担当者の業務

障害のある人が仕事をしながら安心して生活が送れる様にアドバイスを行います。

②就労就業前の支援から 就労就業の支援について

※別紙2枚 添付

③連携のポイント(餅は餅屋)

■なぜ支援間の連携が必要なのか?

障害のある人は継続的に支援を必要としています。また、障害のある当事者と家族のために、 地域の支援者や支援機関が質の高い一貫した支援を継続していくことが求められます。その ために、支援者側に求められる最も重要なことが「連携」です。しかし、連携とは経験だけでは 上手くいかないこともあります。

•連携とは?

「連携」とは、異なる専門職や機関が問題や課題を解決するためにも、共通の使命や目的をもって、情報を共有しながら協力し合って活動することです。障害のある人や家族を支援するためには、個人や単独での機関が関わるだけでは、提供できる支援サービスの内容や量にも限界があります。そこで複数の人や機関が「連携」することにより質が高く持続性のある支援を提供し続けることが重要です。連携には、同じ組織や機関内でのものと、外部の機関や組織との間の連携があります。

連携を進めるにはチームワークが重要です。

どの様な支援においても複数の人材や組織間の連携が必要です。連携を実現するために① 当事者や家族を支援するといった共通する目的②2人以上の異なった専門職③支援のために実行する集団的な活動のことを「チームワーク」と言います。しかし、実際にチームを有効に動かすにはいくつかの工夫や努力が必要です。具体的には、①目的を共有すること② チームのメンバーの専門性をお互い尊重し活かし合うこと③チームとしての目標の絞り込みや、メンバーの役割分担、話し合いや調整などを上手く進めるための知識と技術を持っていること④一定期間の支援効果の点検や見直しが行われることなどがあります。チームワークについては、精神論的なイメージを持つものではなく、チームワークのメンバーが実務的に役割を果たせる具体的な方法が伴わないと、実効性のある支援に繋がらないのです。また、チームを構成するメンバーにとっても、チームワークが上手く進むと、メンバーの一人ひとりの能力以上の大きな成果がもたらされることがあります。

働く力

● 働く力 = 働く力 + 雇う力 + 支援する力

働き始め

会社の雇う力

支援者の支援する力

働く人の働く力

慣れてきた頃

働き始めは、ジョブコーチや支援者が占める割合が大きいが、 本人の働く力が伸び、会社の雇う力(ナチュラルサポート)も増え、 支援する力が減っていく(フェイディング)ものである

出展:高槻市障がい者就業・生活支援センター 陸野氏の資料より

職業準備性ピラミッド

必要な支援

(実際の作業や環境 に合わせて) ジョブコーチ支援 などで応援しやすい 課題や支援項目 職業適性

就労能力の自覚 (作業適性・量) 作業速度 能率の向上 指示理解 作業の正確性 作業環境の変化への対応

基本的労働習慣

一般就労の意欲 作業意欲 持続力 働く場のルールの理解 危険への対処 作業態度 仕事の報告 欠勤時の連絡 出勤状況(安定出勤)

対人技能

あいさつ 会話 言葉つかい 協調性 共同作業 非言語的コミュニケーション 感情のコントロール 意思表示

生活のリズム・日常生活

起床 生活リズム 身だしなみ 金銭管理 社会性(生活の中のルールを守る)

健康管理・病気の管理・体調管理

食事 (通院している人のみ: 定期的な外来通院 服薬管理) 体調不良時の対処 自分の障害・症状の理解 援助の要請(SOS発信)

「安定した職業生活のための職業準備性」にさまざまな側面(段階)があります。

「就労移行支援のためのチェックリスト」を活用して、あなたの「職業準備性」のどの側面(段階)がどのような状態化をまず、把握してみましょう。

できているものが増えれば増えるほど、働く土台がしっかりしてくるので安定した職業生活につながりやすくなると思われます。

難しいことや課題点は「どのような配慮や支援があるとよいか?」をためしてみたり考えてみるといいですね。

就労移行支援事業所 職業訓練

作業所など・・・

就職に向けた土台づくり
や経験づくりができる

場面で取り組むとよいこと

働く土台づくり

医療と相談や調整が必要 デイケアへの参加など